

1. 現行制度の制定に係る背景

問題点の解決に向けて

課題に適切に対応するためには、現行の化管法や大防法の仕組みの拡張が必要。

国の第三次環境基本計画(平成18年4月)で定められた「化学物質の環境リスク低減に向けた取組」の「重点的取組事項」の中で、「国及び地方公共団体」に期待される役割として、「環境リスク低減のための制度の構築・運用への取組」があげられている。

- 化学物質管理の改善を促進するための仕組みを大阪府の適正管理指針を精査の上、再構築。
- 国の制度との適切な役割分担のもとに、化学物質による府民の健康へのリスク及び生態系へのリスクの最小化を図るべく、環境リスク低減のための制度を構築。

条例改正 及び 新たな制度 の構築